

千葉市危機管理総合調整会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における危機管理に関する総合調整等を行い、様々な災害や有事に対し、迅速かつ的確に対応するため、千葉市危機管理総合調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌範囲)

第2条 この要綱における危機管理の範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市地域防災計画に定める地震による災害
- (2) 市地域防災計画に定める風水害(台風・大雨・高潮等による災害)
- (3) 市地域防災計画に定める大規模事故災害
- (4) 市国民保護計画に定める想定事態(武力攻撃事態、緊急対処事態)
- (5) 市危機事案対応計画に定める想定事案
- (6) その他、現行計画で対処できない事案

(構成)

第3条 会議は、市長、副市長、危機管理監、危機管理部長をもって構成する。

(職務)

第4条 市長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 2 副市長は、市長を補佐し、市長が欠けたとき、又は市長に事故があるときは、市長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 市長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(付議手続等)

第7条 会議に諮るべき事案が生じたときは、危機管理調整会議付議事案調書（様式1）（以下「調書」という。）により、付議するものとする。

2 調書を作成する暇がないときは、前項の規定にかかわらず、口頭により付議することができる。

(決定事項)

第8条 会議により決定された事項は、直ちに所管する局等に通知するものとし、通知を受けた局等は、速やかに必要な対策を講じなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務局危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。